

# 1. 人口ビジョン及び総合戦略の策定趣旨

## (1) 背景・目的

- 「まち・ひと・しごと創生法」が施行・公布〔平成26年（2014年）11月〕  
以下、3点を目的としたまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法が施行・公布されました。

- ・ 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・ 東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・ 地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

- 国が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・創生総合戦略」を策定

日本の人口の現状と将来像を示し、人口減少に関する問題を明らかにする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されました。

- ・ 「まち・ひと・しごと創生法」は各自治体に対して、平成27年度（2015年度）中の「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を努力義務としています。

本市においても、これらの課題に取り組む必要性を踏まえ、

- ◆ 「芦屋市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という）
- ◆ 「芦屋市総合戦略」（以下、「総合戦略」という） を策定します。

### 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

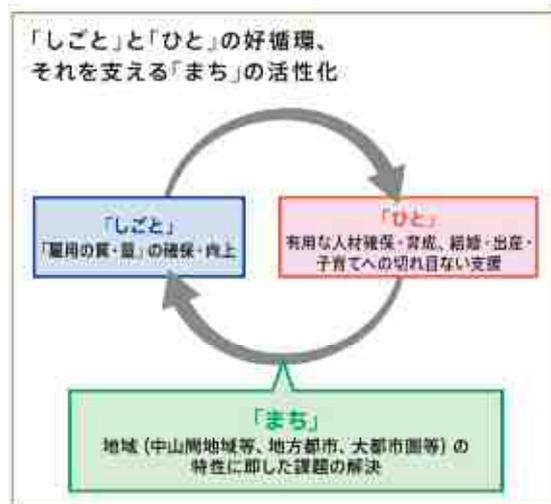
#### ◎基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

#### ◎今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

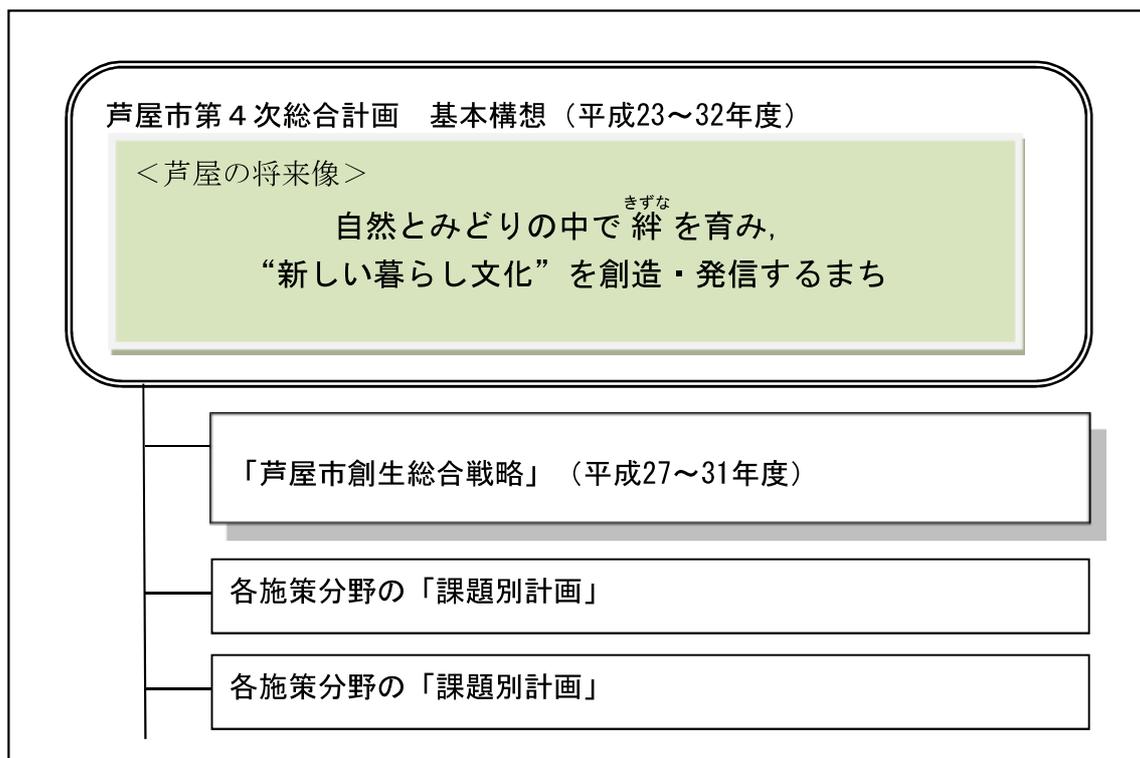


## (2) 総合戦略の位置づけ

### ○総合計画との関係（課題別計画としての位置づけ）

本市では、「第4次芦屋市総合計画」を最上位計画とし、各施策分野の課題別計画とあわせてまちづくりを進めています。

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第十条に定められる「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものであり、各施策分野の課題別計画の一つとして位置づけるものです。



## (3) 総合戦略の計画期間

### ○計画期間は5年

本市が策定する総合戦略の計画期間は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同じ、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年とします。

## 2. 本市における地方創生の考え方と目標

### (1) 地方創生の考え方

#### ○人口ビジョンから見える課題

現在のところ人口減少ではないものの、将来人口推計によれば、平成37年（2025年）をピークに人口は減少局面に入っていくと見込んでいます。

・将来の人口減少に歯止めをかけるためには、社会増減、自然増減の両面におけるアプローチが必要

#### ○本市における社会増減・自然増減の状況

社会増減については、現状で転入者が転出者を上回る傾向で推移しており、特に30～40歳代といった生産年齢人口の転入が多くなっています。

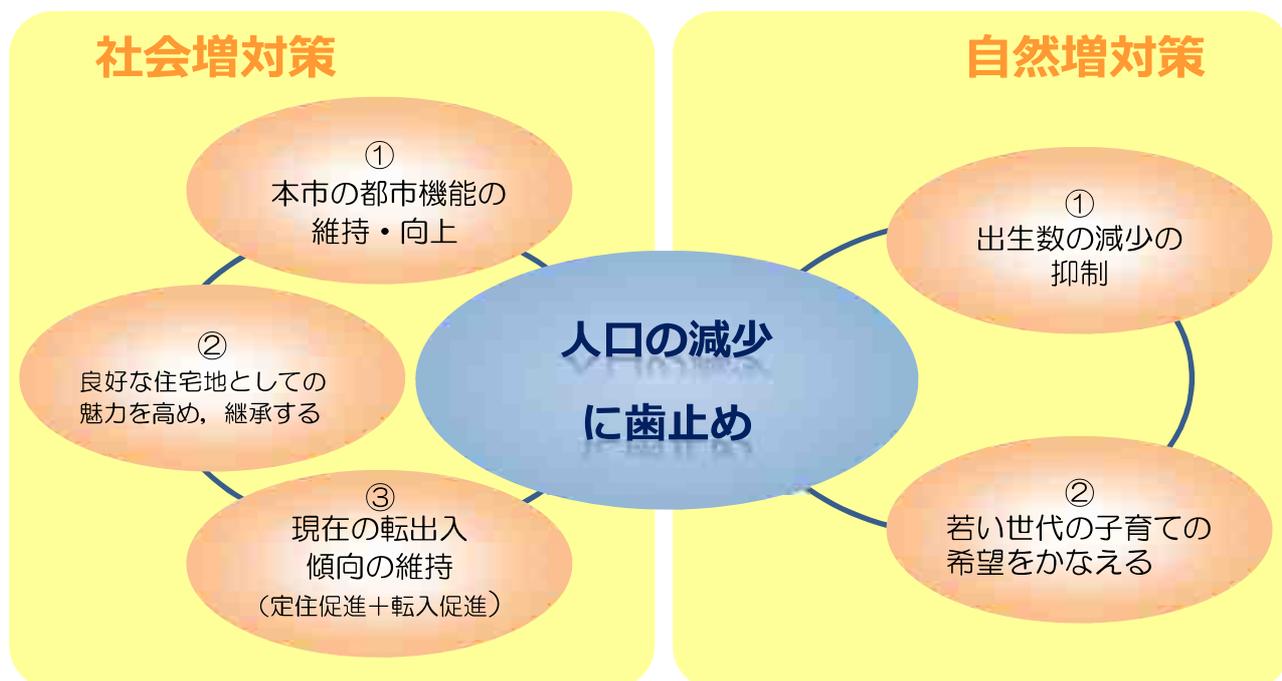
自然増減については、近年は死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。



〔社会増減への対応〕 生産年齢人口の転入の流れを今後も維持する。

〔自然増減への対応〕 出産・子育てに関する取組を充実させる。

### 地方創生の考え方



## (2) 人口の目標

○目標は平成72年（2060年）に86,000人以上

総合戦略を着実に実行し、平成72年（2060年）に86,000人以上（H22年度比△6.8%）の人口規模を目指します。

### 人口目標

#### ◆短期的目標〔～平成31年（2020年）〕

・現在の出生数を維持するとともに、社会増減の状態（転入者数が転出者数を上回っている）も維持し、人口規模も現状を上回る水準を目指します。

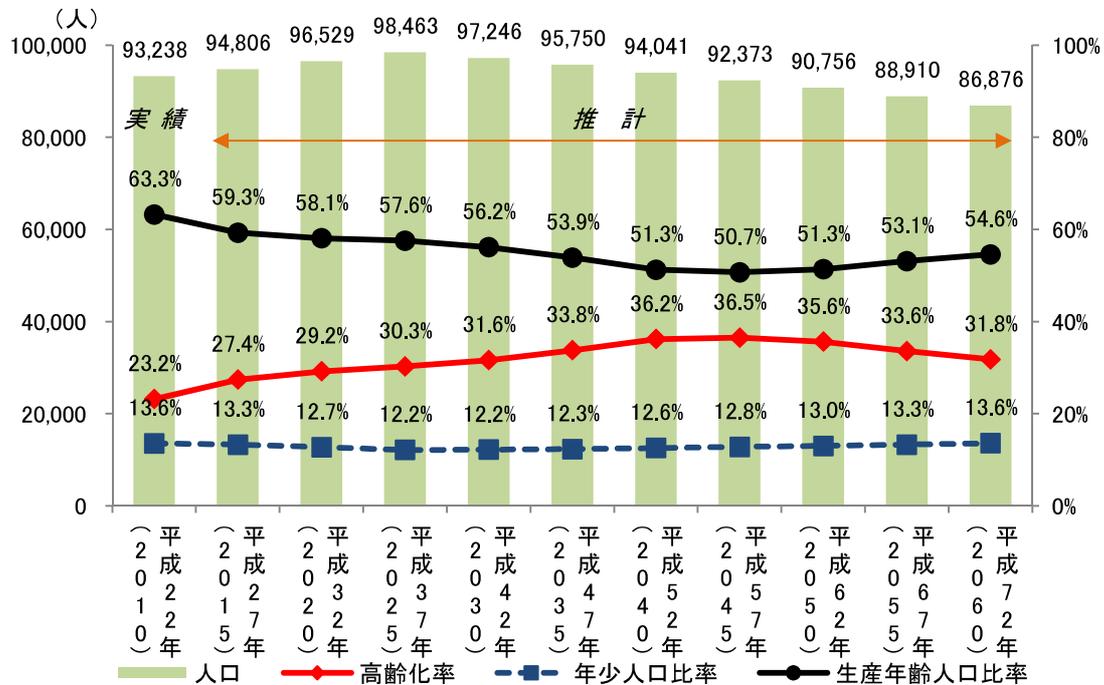
#### ◆中期的目標〔～平成37年（2025年）〕

・引き続き、出生数、社会増の状況を維持し、人口規模もさらに増加する水準を目指します。

#### ◆長期的目標〔～平成72年（2060年）〕

・長期的にも、出生数、社会増の状況を維持し、人口規模86,000人以上を目指します。

図表 人口の将来推計（「出生数維持」及び「社会増」の場合）



(合計特殊出生率の設定)

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成62年 (2050)	平成67年 (2055)	平成72年 (2060)
総人口(人)	93,238	94,806	96,529	98,463	97,246	95,750	94,041	92,373	90,756	88,910	86,876
合計特殊出生率	1.32	1.37	1.52	1.60	1.64	1.63	1.61	1.60	1.62	1.65	1.68

### (3) 総合戦略の基本目標

#### ○2つの基本目標

本市の地方創生の考え方を踏まえ、総合戦略の基本目標を次のとおりに設定します。

#### **基本目標1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する**

恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持・保全し、更に清潔で美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高め、本市の良さを引き続き継承します。

##### **[数値目標]**

- ◆人口の社会増〔H22～H26〕 1,718人 → 〔H27～H31〕 3,200人以上
- ◆市民の定住意向〔H26〕 84.6% → 〔H31〕 90.0%

#### **基本目標2 若い世代の子育ての希望をかなえる**

妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援のため、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた支援の充実を図るとともに、学校教育の充実を目指します。

##### **[数値目標]**

- ◆若い世代（20代～40代）の幸福感  
〔H26〕 7.1点 → 〔H31〕 8.0点
- ◆出生数〔H26〕 783人 → 〔H31〕 783人
- ◆待機児童数〔H26〕 131人 → 〔H31〕 0人

#### ○本市の総合戦略における取組の考え方

本市の総合戦略は、次の考え方に基づき取り組みます。

本市の総合戦略は、上記の基本目標のもと、これまで取り組んできた本市の特色を生かしながら、「第4次芦屋市総合計画(以下、「後期基本計画」という。)」と一体的に取り組むことを基本とします。

## (4) 取組の体系

### ○取組の体系図

次の体系に沿って取組を進めます。



### 3. 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承し

#### 〔基本目標 1〕 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する

#### (1) 良質な住まい・住環境の形成

##### ◆ 景観の保全・育成

#### 1 芦屋市の特色

##### ○ 市域全域を景観地区に指定しているのは全国で芦屋だけ

平成 21 年（2009 年）に全国に先駆けて全市域を景観法による景観地区に指定し、さらに芦屋の景観のシンボルでもある芦屋川の沿岸部についても独自の景観地区（芦屋川特別景観地区）に指定するなど、特徴あるまちづくりを進めています。



##### ○ 芦屋市のシンボリックな存在である芦屋川

市の南北に流れる芦屋川は、都市部の河川としては自然が多く残る河川です。また、天井川であり、明治 7 年（1874 年）に開通した大阪～神戸間の現 JR 神戸線は、「芦屋川トンネル」の名で芦屋川の下を通っています。当時日本で初めて“トンネル”という言葉が使われたと言われていています。平成 22 年（2010 年）に開通した山手幹線芦屋川隧道も、芦屋川の良好な景観を守るため JR 神戸線と同様に芦屋川の下を通るアンダー構造としています。

##### ○ 規制により価値が上がる稀有なまち

本市では、高さ規制、最低敷地面積、緑化規制、景観規制など、規制の厳しさは全国でもトップクラスです。規制により良好な住環境を保持することで、地価を維持・向上させています。

住民参加による地域の特性に応じたまちづくりとして、「地区内に建てることのできる建物の用途や高さの制限」など、きめ細かい「ルール」を決める「地区計画」の制度があります。現在は 22 地区（市域の約 2 割）を指定し、美しい住宅地の景観を保全・育成するために取り組んでいます。

##### ○ パチンコ店などは存在しない

平成 8 年（1996 年）に「生活環境保全のための建築等の規制に関する条例」を定め、風俗営業等の立地を厳しく規制することで、良好な住環境と教育環境を保全しています。

#### 2 今後の取組〔重点施策〕

##### ① 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるための景観誘導施策をさらに進めます。

- ・ 芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知徹底や市民参画による運用を推進します。
- ・ 美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、芦屋川両岸等の無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。

※後期基本計画 10-2-1（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「芦屋市屋外広告物条例（H28.4施行予定）」の施行に伴い発生する既存不適格広告物の撤去推進策
- ◎ J R 芦屋駅南地区などの無電柱化整備計画の検討
- ◎ 芦屋川沿い、さくら参道の無電柱化の実施
- ◎ 阪急以南の歩道に雨水対策も兼ね透水性舗装の実施
- ◎ 幹線道路毎に愛称を決め、看板や街路樹を統一的に整備

### ② 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

- ・ 中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ・ 空き家について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの空き家状況調査を実施し、研究します。

※後期基本計画 13-1-2（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 住宅等の需要の実態を調査し、流通における課題等を検証

### ③ 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

- ・ J R 芦屋駅南地区において、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。

※後期基本計画 13-2-3（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「芦屋を発信するまち」として「まちの玄関・交流・案内から発信機能をもつ」、「まちづくりのめざすべき目標・効果をもつ」をコンセプトに、駅前という特徴を生かした市街地整備を推進



## 1 芦屋市の特色

### ○世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指して

『芦屋庭園都市』の実現に向けて、市民の方々とともに、オープンガーデンを開催しています。実施から10年目を迎える平成27年度（2015年度）は107の個人・団体の参加がありました。



### ○花と緑いっぱいのまちづくり

オープンガーデンの開催とともに、緑化活動に取り組んでいる団体間の交流を進めています。

## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① まちなかを花と緑で彩るための市民との緑化事業の推進

- ・オープンガーデンの参加者や緑化等の活動団体を増やす取組を進め、市内を花と緑でいっぱいにする市民による活動を促進します。
- ・街路樹、公園、緑地など、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、計画的な公園配置を検討します。
- ・緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、景観重要樹木や保護樹の指定を検討します。

※後期基本計画10-1-1

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎庭園都市の推進に向けて、緑化団体等への助成制度の見直し
- ◎オープンガーデンを更なる市民参画・協働の視点で参加者数を増やす取組の実施
- ◎樹木の維持管理基本計画や長寿命化計画等を定期的に見直ししながら、新たな都市公園の配置及び規模など、都市公園の整備方針の策定
- ◎公園利用に対するルールや維持管理方法など、地域との協働により役割分担を検討
- ◎総合公園を活性化させ、公園利用者を増加させる取組の実施

## 1 芦屋市の特徴

### ○市内全域で歩行喫煙禁止，全駅周辺は喫煙禁止区域

市民マナー条例（通称）により市内全域で歩行喫煙を禁止しています。特に全駅周辺を喫煙禁止区域としており，違反者への過料処分を定めています。過料処分者は平成 23 年度（2011 年度）で 467 件ありましたが，平成 26 年度（2014 年度）では 208 件まで減ってきています。



## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

- ・市外から来る人たちに市民マナー条例を守ってもらえるように，交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等，様々な手段により，市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。

※後期基本計画 11-2-1（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎近隣市との情報交換や啓発キャンペーンの同時実施等を検討し，より効果的な周知・啓発の実施

## 1 芦屋市の特色

### ○全国的に著名な弥生時代の高地性集落跡“国指定史跡会下山遺跡”

三条町にある会下山遺跡は平成23年(2011年)2月に国指定史跡に指定されました。弥生時代(約2,000年前)の高地性集落跡として、考古学の世界では全国的に有名です。



### ○創館時の姿を今も残す“国指定重要文化財 旧山邑家住宅 (ヨドコウ迎賓館)”

山手町の旧山邑家住宅(ヨドコウ迎賓館)は、現代建築の巨匠、フランク・ロイド・ライトが設計した世界的に有名な歴史的建造物です。現在は、(株)淀川製鋼所が所有し、ヨドコウ迎賓館として一般公開されています。外国からの見学者もあり、テレビドラマのロケ地としても活用されています。



### ○芦屋川が育んだ歴史“市指定文化財 芦屋川の文化的景観”

六甲山を背にする芦屋川がもたらす水の恩恵と水害の脅威が交錯して育まれてきたものです。そして天井川と扇状地に適応して発展してきた本市の成り立ちを示しています。

### ○文学あふれる芦屋のまち

芦屋は風光明媚な土地として、平安歌人たちの歌の題材として取り上げられました。『伊勢物語』第87段の物語から、芦屋は古くから在原業平ゆかりの地として知られ、大正時代には「業平橋」をはじめ橋名に、昭和19年(1944年)には「業平町」など町名に業平に関連する名称が採用されました。大正・昭和には、文豪谷崎潤一郎、詩人富田碎花らが居住し、近代芦屋のイメージを形成した『細雪』が生まれました。

### ○世界が評価する具体美術

戦後、吉原治良がリーダーとなって芦屋で設立された具体美術協会会員の作品が、市立芦屋美術博物館に多数収蔵されています。近年、ニューヨーク市のグッゲンハイム美術館で「GUTAI」展が開催され、美術博物館の収蔵品も展示されました。国際的に高く評価されており、世界で「GUTAI」の名は広く知られています。



## 2 今後の取組〔重点施策〕

① 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。

- ・芸術、芸能、生活文化などはもとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を周知・発信し、住んでみたいまち、住み続けたいまち芦屋を目指します。

※後期基本計画 2-1-1 (抜粋)

**〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕**

- ◎ 諸課題の解決策に文化の視点を取り入れ、各種計画等の施策の中で文化事業を実施
- ◎ 本市の文化として、ファッションやスイーツなど、まちの魅力を広く発信
- ◎ 文化ゾーンの3館（美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館）が連携した事業の実施
- ◎ 阪神間モダニズム（近代の文化財、歴史的建造物、芸術、文学等）を調査研究し、市民のまちへの誇りや愛着を育む事業の実施



**② 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。**

- ・本市の全国でも優れた住宅都市としての魅力について市民参画・協働の視点で情報発信に取り組みます。

※後期基本計画 1-1-2（抜粋）

**〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕**

- ◎ ご当地ナンバープレートの作成
- ◎ ふるさと納税を通じた情報発信

**③ 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。**

- ・NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。

※後期基本計画 1-2-1（抜粋）

**〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕**

- ◎ 市民の絆を深めるため、地域の文化伝統を継承する取組を支援する。

**④ 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。**

- ・芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成・支援します。

※後期基本計画 2-1-2（抜粋）

**〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕**

- ◎ 市民が講座や市民版出前講座の講師等となり、自らの学びの成果を市民に還元していく取組の実施

## (2) 地域における医療・福祉の充実

### ◆地域連携による充実した医療の提供

#### 1 芦屋市の特色

##### ○市立芦屋病院新病棟完成により質の高い療養環境を実現

平成 24 年(2012 年)に完成した市立芦屋病院新病棟では、山麓に位置する眺望の優位性を生かし、質の高いアメニティを備えた療養環境を実現するとともに、新たに緩和ケア病棟を設置しました。



##### ○救急体制の充実

市立芦屋病院内科では、24 時間 365 日二次救急医療を実施し、救急患者の適切なトリアージと、必要に応じた入院治療が可能です。また、外科や小児科でも、圏域内の病院と輪番による救急体制の一翼を担っており、市民の安全・安心に貢献しています。

##### ○地域の病院や診療所とのネットワーク

「h-Anshin むこねっと」や「市立芦屋病院病診連携システム」により、地域の病院や診療所との綿密な連絡体制を構築しています。

##### ○病院連携バスの実施

市内の病院間の連携と利便性向上を目指し、市内の 3 つの病院を結ぶ病院ネットワークバスを運行しています。

#### 2 今後の取組〔重点施策〕

##### ① 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

※後期基本計画6-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ ICT 活用による医療機関連携

## ◆救急体制の充実

### 1 芦屋市の特徴

#### ○充実した救急救命士の配置

国が示す消防力の整備指針の中では、救急車に乗車する救急救命士は1名以上が基準となっていますが、本市においては、原則2名の救急救命士が乗車し、救急救命の活動に当たっています。

<現場到着時間（平均時間）6.7分：全国8.5分>



### 2 今後の取組〔重点施策〕

#### ① 救急救命活動の充実に回り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

- ・ 病院前救護の質を高めるために、救急救命士の育成を進めるとともに、一刻も早い救命措置が行えるよう、気管挿入や薬剤投与など、より高度な救命措置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。
- ・ 適切に医療機関に迅速に搬送できるよう、地域医療機関との連携を図ります。

※後期基本計画6-2-2（抜粋）

#### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎平成27年度（2015年度）から24時間営業の市内コンビニエンスストアにAEDを設置
- ◎救急車へ乗車する救急救命士を認定救急救命士の資格保有者とする

## 1 芦屋市の特徴

### ○市民と協働して地域福祉活動を推進

「第2次芦屋市地域福祉計画」策定時に立ち上げた「地域福祉アクションプログラム推進協議会」で、市民と協働して様々なプロジェクトに取り組んでいます。市民が知りたい情報を発信する「情報誌プロジェクト」、人と人をつなぐ「ベンチプロジェクト」の他、「ひとり一役」、「キラッとプロジェクト」の活動により、地域に根ざした福祉が広がってきています。

### ○全国に先駆けて「権利擁護」の専門機関を設置

平成22年（2010年）7月に「権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度の利用、金銭管理、虐待などの権利侵害に関する相談を受け、必要に応じた支援を行っているほか、権利擁護支援者養成研修を行い人材育成にも取り組んでいます。

### ○福祉制度の狭間にあるケースにも対応できる組織体制

既存の制度では対応できないケース、複数課にまたがるケースの連携調整・継続的支援等を行うため、「トータルサポート係」を設け、組織横断的なサポートを行っています。

## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

・支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討・準備を行い、実施します。

※後期基本計画 7-2-2（抜粋）

#### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

◎平成29年（2017年）4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けて、高齢者が地域住民の助け合い活動の担い手として事業に参加できる制度を設計

◎シルバー人材センター（高齢者雇用、活躍の場の提供）

（参考：会員数目標H30 1,200人、H27.8現在 1,023人）

## 1 芦屋市の特色

### ○保健福祉センターの総合相談窓口による各種機関との連携

保健福祉センターに総合相談窓口を設置し、相談内容に応じて各専門機関へつなぐ役割を果たしています。

### ○高齢者生活支援センターや介護予防センターなど、福祉の拠点の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮せるよう、高齢者生活支援センターを設置し、包括的なケアの最前線に立つとともに、介護予防センターはじめ、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供しています。



### ○地域での見守り体制の充実

地域で暮らす支援が必要な方を支える仕組みとして「地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりを行っています。

## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関等との連携を図ります。

※後期基本計画7-2-1（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 高齢者生活支援センター等、各圏域に生活支援コーディネーターを配置
- ◎ 在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う「（仮称）在宅医療・介護連携支援センター」の開設
- ◎ 医療機関等と連携しながら認知症の人及びその家族を訪問し、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置

### (3) 安全・安心なまちづくりの推進

#### ◆震災を経験した芦屋市～災害に強いまちづくり～

#### 1 芦屋市の特色

##### ○震災を経て強化されたまちの防災力

本市は阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けましたが、復興のまちづくりの中で災害に強いまちづくりを進めました。区画整理事業による道の拡幅、山手幹線の開通、全小学校（打出浜小学校を除く）に耐震性貯水槽の設置など、まちの防災力を強化しています。

##### ○市の建築物は 90%以上が耐震化済

市が所有する建築物については計画的に耐震化し、プラント系を除く特定建築物の耐震化はほとんど終了しています。特に保育所・幼稚園・小中学校は全て耐震化していますので、安全・安心な教育・保育環境を整備しています。

##### ○各地域に防災・備蓄倉庫を設置

防災倉庫の設置数は 41 か所で、市の面積割合で比較すると他市よりも多く設置しており、「いざ」という時のために資機材が使用できるよう定期的に点検しています。また、災害時に防災拠点となるすべての小学校に水や食料等を保管した備蓄倉庫を設置しています。備蓄数は、阪神・淡路大震災のピーク時の避難数（21,000 人）を想定し備蓄しているほか、備蓄物資としてアレルギー対応食品のや子ども向け非常食も取り入れています。



##### ○防災ボックスを設置しているのは、兵庫県下では芦屋市が初

震度 5 弱以上の揺れを感知し、自動解錠する「防災ボックス」を平成 26 年度（2014 年度）に一部の小中学校に導入しました。防災ボックス内に体育館等の鍵を保管することで、迅速な避難所開設が可能になりました。



## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。

- ・新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練をします。
- ・災害発生時に民間事業者等の専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、災害時における応援協定を指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設等を見直します。
- ・避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園等に対して、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できるような対策と断水時における生活用水対策を行います。

※後期基本計画 9-1-3

#### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎「国土強靱化地域計画」の策定及び推進
- ◎学校にマンホールトイレや井戸を設置
- ◎平成27年度（2015年度）にはすべての小中学校に防災ボックスを設置

### ② 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

- ・旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書等の送付及びセミナー等の実施など周知、啓発を行います。
- ・旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合等に対する意向調査や耐震化に関する積極的な情報発信を行います。

※後期基本計画 9-2-1

#### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎災害に強い良質な住宅ストックの維持に向けた耐震診断・耐震相談に係る相談体制の充実
- ◎民間建築物に対する耐震改修工事や建替等に係る助成制度の見直し

## 1 芦屋市の特色

### ○近隣各市や地域と連携した防災訓練の実施

隣接市（神戸市及び西宮市）等との合同訓練を定期的  
に実施し、大規模災害発生に備えて取り組んでいます。また、  
地域の自主防災訓練に市も積極的に関わり、災害に対応で  
きるよう協働で取り組んでいます。

<自主防災会組織数 64>



### ○防災ガイドブックの配布

災害に対する情報等をまとめた「防災ガイドブック」を全戸配布し、災害時に市民が  
自主的な行動をとるための情報を発信しています。

### ○津波対策として、「こども津波避難ビル」を導入

津波襲来時の避難者の殺到を想定し、従来の津波一時避  
難施設に加えて、津波の危険性がある保育所の子どもが避  
難できる施設として「こども津波避難ビル」の協定を集合  
住宅の管理組合と締結しています。



### ○他団体と災害時における応援協定の締結

大規模な災害への備えとして、他団体と災害時における応援協定を締結し、連携を強  
化することによって、災害時の救援体制を充実させています。

## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

- ・津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援し  
ます。

※後期基本計画 9-1-1

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎避難情報を確実に伝達していくための方法の検証
- ◎地区防災計画の策定を通じて、災害の基礎的な情報の周知を図る

## 1 芦屋市の特色

### ○コンパクトな市域のため、消防隊員が短時間で現地に到着

通報を受け、出動してから現場到着するまでの時間が、他都市と比べて短く、火災や救急における緊急事案に対し、傷病者の容態に対応できるよう救急隊と消防隊が出動し、被害を最小限にするよう努めています。また、平成 11 年（1999 年）に奥池分遣所を開設し、市内 4 か所に署所を配置したことにより、現場到着時間を短縮化しています。



### ○消防車両や装備の充実

高規格救急車、ポンプ車、40m級はしご車など、消防車両の更新を計画的に行っています。また、統合型発信地表示システムの導入など通信機器の向上により、更なる初動対応の迅速化を行っています。



## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・日々進化する通信機器に対応した 119 番受信体制を確立します。
- ・消防車等の適正利用のため、119 番通報の正しい理解に向けて、分かり易い広報物を作成し、啓発します。
- ・地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団の促進をします。

※後期基本計画 9-1-2（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎高浜分署建替えに伴う消防体制の強化
- ◎公共交通機関と連携した更なる啓発促進

## 1 芦屋市の特色

### ○犯罪が起きにくいまちづくりの推進

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については平成 21 年度（2009 年度）と比較して約半分まで減りました。夜間でも安心して通行できるよう、まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、必要な場所への街灯の新設や、照度アップ、LED化を進めています。

### ○子どもの見守りパトロールの積極的な実施

平成 18 年度（2006 年度）から青色回転灯防犯パトロール車で児童の下校時のパトロールを行っているほか、警察、愛護協会、まちづくり防犯グループ、自治会など地域団体との連携した登下校の見守り等を実施し、地域ぐるみで子どもに対する犯罪の抑止に努めています。



## 2 今後の取組〔重点施策〕

### ① 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

- ・まちづくり防犯グループ等への若い世代の参加などの活性化を図り、見守り・見回り活動を充実させるよう支援します。
- ・警察等の関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。

※後期基本計画 8-2-1（抜粋）

### 〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ ホームページで犯罪発生状況などの情報を発信
- ◎ 防犯カメラの設置
- ◎ 視覚対策として死角になっている生垣等の剪定
- ◎ 市で管理する街灯のLED化
- ◎ 子ども等を対象に情報端末を利用した見守りの実施を検討

